

議案第15号

北名古屋市予防接種対策協議会条例の一部改正について

北名古屋市予防接種対策協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、愛知県師勝保健所の移転により、名称が愛知県清須保健所に変更されるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市予防接種対策協議会条例の一部を改正する条例

北名古屋市予防接種対策協議会条例（平成25年北名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 愛知県清須保健所長

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。